

地域活性化に向けて  
～ 地域の人づくりと人・カネ・サービスの還流～  
(参考資料)

平成31年2月26日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

# 1. 地域の人づくりと人・カネ・サービスの還流

- 1 二居住地を前提としたメンバーシップの活用や税制・社会保険制度への改革、就労支援
- 1 地域に蓄積された資産を地域金融機関が活用し、地域に還流させることを通じて、投資収益性が高まるような取組
- 1 人手不足の中での雇用吸収分野の拡大(生産性の向上による魅力ある就労環境の創造、付加価値の高い国内観光サービスへの転換等)

図1 二地域居住への関心

(%) ~ 比較的若い層を中心に潜在的ニーズがある ~

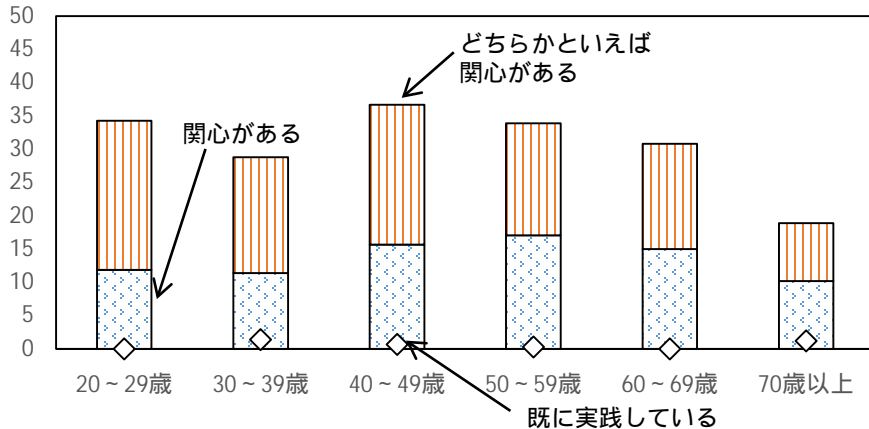


図2 二地域居住等に関する取組例

メンバーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーシップ登録を行った場合、当該自治体に関する情報を提供</li> </ul>
税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税</li> <li>別荘等所有税等により費用負担を求める例(熱海市)</li> </ul>
社会保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護施設等への入所に当たり住所を移転する場合、引き続き前住所地の市町村が保険者となる住所地特例</li> </ul>

(備考) 図1は内閣府「国土形成計画の推進に関する世論調査」(2015年度)、図2は各種資料、図3は一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会資料、図4は観光庁「旅行・観光消費動向調査(2017年確報)」により作成。

図3 地域金融機関の収益

~ 収益率(コア業務純益ROA)が低下傾向 ~

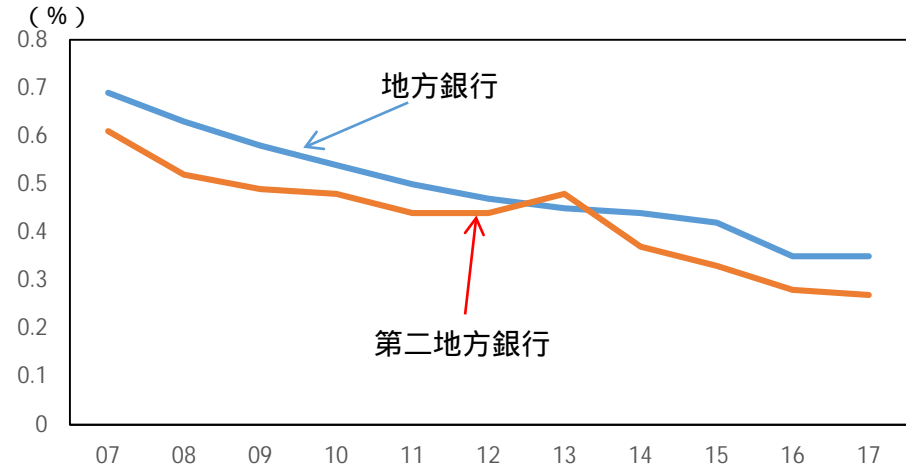
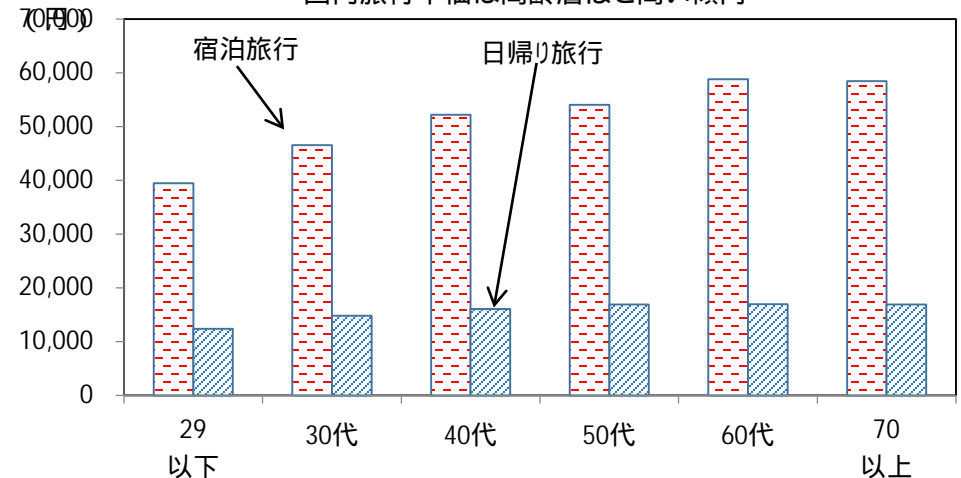


図4 年齢別の国内観光単価

~ 国内旅行単価は高齢層ほど高い傾向 ~

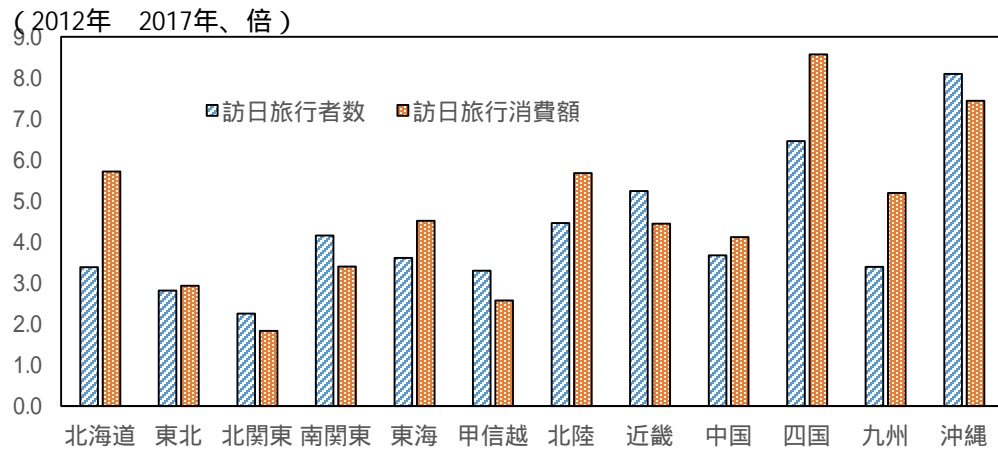


## 2. 外需や海外活力の継続的な取込み： インバウンド観光

オリパラ後から2025年や2030年頃までを見据えKPIと工程を具体化し、官民連携により訪日リピーターや滞在日数の増加に注力するなど地域へのインバウンド需要を喚起すべき。

- 1 SNS等を活用した訴求力の高いプロモーション、広域観光周遊ルート等魅力的な商品開発の後押し
- 1 DMOの自己財源の強化等(米国のDMOでは、観光客誘致の成果である宿泊費等への賦課による収入(ホテル宿泊税等)が多くを占める)

図5 地域ブロック別の訪日旅行者数、消費額の伸び(2012年～17年)

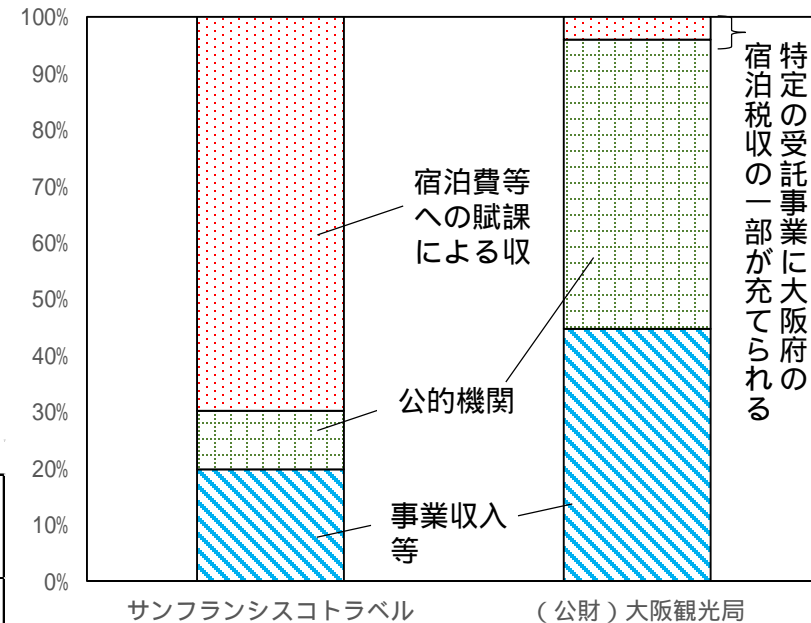


2017年における地域ブロック別のシェア (%)

	北海道	東北	北関東	南関東	東海	甲信越	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
旅行者数	3.1	1.0	1.0	37.2	6.8	3.6	1.3	32.2	1.9	0.7	8.1	3.0
消費額	6.3	0.9	0.9	45.8	5.3	1.7	0.6	26.4	1.0	0.5	7.0	3.5

図6 日米のDMOの収入構造

～米国のDMOでは運営に当たって、集客数に応じた宿泊税収等が多く充てられる～



(備考) 図5は内閣府「地域の経済2018」における都道府県別の訪日旅行者数と訪日外国人消費額の試算値より作成。

図6はSan Francisco Travel資料(2018-19年度)、(公財)大阪観光局資料等(2017年度値)により作成。

なお、法定外目的税である宿泊税を導入済の自治体には、東京都(2002年)、大阪府(2017年)、京都市(2018年)、金沢市(2019年)がある。

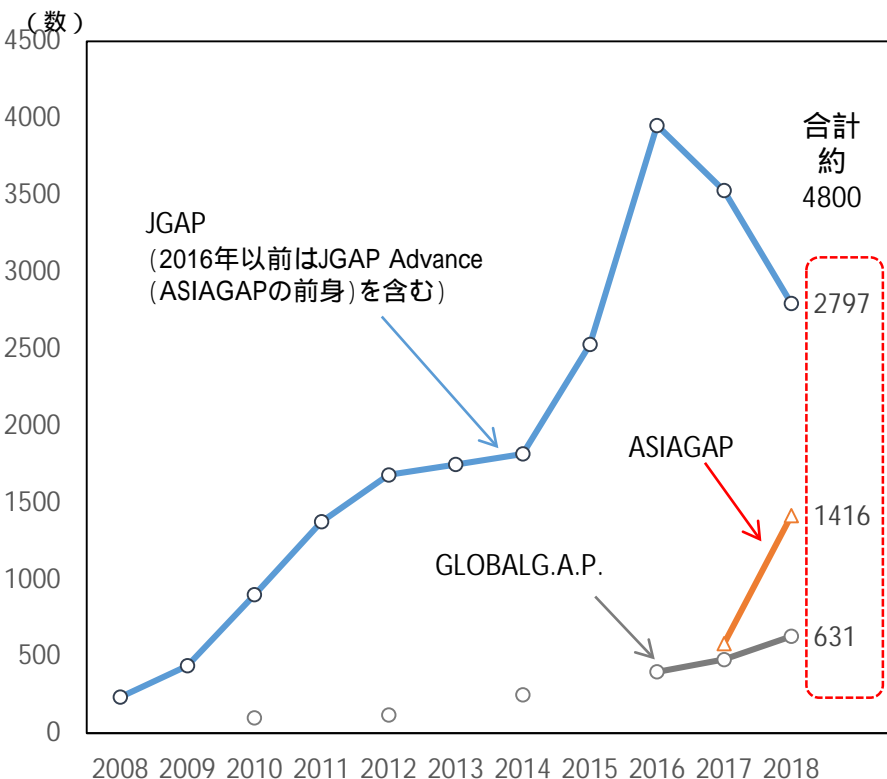
## 2. 外需や海外活力の継続的な取込み： 農林水産業輸出

中高所得層の成長が続くアジアからの潜在的需要を最大限に活かすため、官民で以下に取り組むべき。

- 1 進みの遅い我が国農産物の国際水準GAPの取得数や食品製造のHACCP導入割合の飛躍的向上の後押し
- 1 アジアを中心に輸出相手国の検疫条件等輸入規制の緩和に向けた交渉の加速、戦略的な知的財産管理体制の抜本的強化

図7 GAPの認証経営体数

～2019年度末目標(合計13,500)は達成が厳しい～



(注)国際承認されているGAPIはGLOBALG.A.P.、ASIAGAP

(備考) JGAP, ASIAGAPについては一般財団法人日本GAP協会、GLOBALG.A.P.については一般社団法人GAP普及推進機構のウェブサイト等により作成。

図8 農産物輸出における検疫条件

～アジアの一部における検疫条件等が課題～

国名	植物等を輸出する場合の検疫条件
中国	青果物(果物、野菜(果菜、葉菜、根菜))の大宗、玄米が輸出不可
韓国	青果物(果物、野菜(果菜))の大宗が輸出不可ないし一時停止
ベトナム	青果物(果物、野菜(果菜、葉菜、根菜))の大宗、玄米が輸出不可
フィリピン	青果物(果物、野菜(果菜、葉菜、根菜))の大宗が輸出不可
インドネシア	輸出自体は可能であるが、スーパーやデパート等に対し、原則として販売総量、商品の種類に占める国産品割合80%以上との義務付けあり

(備考) 蜂屋勝弘(2018)「アジア向け農産物・食品輸出の潜在力と輸出拡大に向けた課題」(JRIレビュー2018 Vol.10, No61)より作成。

## 2. 外需や海外活力の継続的な取込み： 対日直接投資

生産性の向上と、円滑な事業承継など地域活性化につながる対日投資の更なる拡大に向け、以下に注力すべき。

- 1 法人設立審査の「手続き数1、所要日数1日」の確実な実現とともに、AIを活用した法令の外国語訳の抜本的加速などビジネス環境の改善に向けた新たな目標の設定
- 1 地域と海外企業のマッチングについて、サービス業での拡大など、実効性のある支援体制への強化

図9 外資系企業が改善が必要と感じる行政手続きと課題

(調査対象の外資系企業の回答数)

	手続き完了までの時間	英語化対応の不足	提出書類の多さ	手続きオンライン化遅れ	窓口の多さ	合計
税務	6	19	15	6	6	57
労務	14	7	14	3	6	52
在留資格	23	6	6	8	0	46
社会保険	5	6	5	6	1	26
会社登記	5	8	5	0	3	25
合計	62	58	52	27	18	266

- 「デジタル手続法案」の早期成立による行政手続等のオンライン化の徹底、添付書類の撤廃等
- 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に沿った多言語による情報提供等

- さらに、AIを活用した法令の外国語訳の抜本的加速などビジネス環境の改善を進めるべき

図10 対日投資事業専門スタッフ数と誘致成功件数

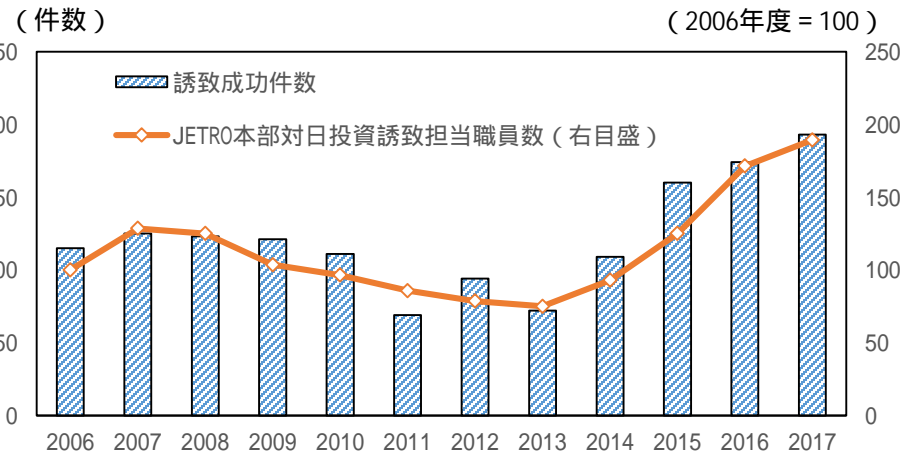
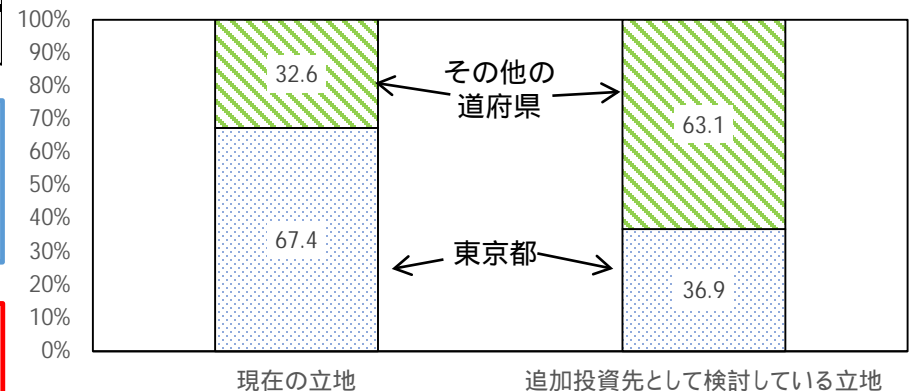


図11 外資系企業の立地先と追加投資検討先  
～追加投資の立地先は東京都以外にもニーズ～



(備考) 図9の表はJETRO「ジェトロ対日投資報告2018」より抜粋。図10はJETRO資料より作成。図11の「現在の立地」は経済産業省「第51回外資系企業動向調査」より、「追加投資先として検討している立地」は、JETRO「ジェトロ対日投資報告2018」より作成。

(注) 大阪府、愛知県については、現在の立地はそれぞれ5.3%、2.2%、追加投資先として検討している立地はそれぞれ18.2%、9.1%。